

## 添付資料－ 2

敦賀発電所原子炉施設保安規定

変更前後比較表

教賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前		変更後		備考
<p>第2章 品質保証 (品質保証計画) 第3条 第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。</p>				
(中略)				
表3-1 品質マネジメントシステムの文書				
(1) 一次文書				
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.2.1	QM共通:4-2	品質保証計画 品質保証規程	安全室 安全室	第3条
(2) JLEC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書				
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.2.3	QM共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第3条
4.2.4	QM共通:4-2-2	品質記録管理要項	廃止措置/オフ外 推進室	第3,141条
8.2.2	QM共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条
8.3	QM共通:8-3-1	不適合管理要項	安全室	第3,128条
8.5.2				
8.5.3				
8.5.2	QM共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条
8.5.3				
(3) 二次文書				
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条
4.1	QM共通:4-1-1	原子炉施設の重要度分類基準 要項	廃止措置/オフ外 推進室	第3,128条
5.4.1	QM共通:4-1-2	品質管理要項	安全室	第3,4,5条
	QM共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管理要項	安全室	第3条
5.5.3	QM共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証 検討会運営要項	安全室	
5.6	QM共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室	
6.2.2	QM共通:6-2-1	力量鑑定管理要項	総務室(本店)	第3,139,140条
6.3	QM教1:7-1-1	保守管理業務要項	廃止措置/オフ外 推進室	第3,128条
6.4	QM共通:6-1-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第3条
7.1	QM教1:7-1-1	保守管理業務要項	廃止措置/オフ外 推進室	第3,128条
	QM教1:7-1-2	廃止措置管理業務要項	廃止措置/オフ外 推進室	第3,10-15, 17,17条の2, 52,69,70, 72-75条

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考	
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	管理番号	文書名	所管箇所		関連条
7.1	QM教1:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3, 100, 101, 106, 107条	QM教1:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3, 106, 107条	
	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3, 129-138条	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3, 129-138条	
	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3, 108-112条	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3, 108-112条	
	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3, 113-127条	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3, 113-127条	
	QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2, 第2 条の3, 第3条	QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2, 第2 条の3, 第3条	
	7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条
	7.2.2	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3条	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3条
	7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3, 6, 7条	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3, 6, 7条
	7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3条	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3条
	7.2.3	QM共通:7-2-5	事故・故障時等対応要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3, 5, 142条	QM共通:7-2-5	事故・故障時等対応要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3, 5, 142条
	7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3, 128条	QM共通:7-3-1	設計管理要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3, 128条
	7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3条	QM共通:7-4-1	調達管理要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3条
	7.4	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 廃止措置70/エ/ト 推進室	第3条	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 廃止措置70/エ/ト 推進室	第3条
	7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室		QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室	
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 廃止措置70/エ/ト 推進室		QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 廃止措置70/エ/ト 推進室		
8.2.1	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置70/エ/ト 推進室		QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置70/エ/ト 推進室		
8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室		QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室		
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3, 128条	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3, 128条	
8.3	QM共通:8 3 2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシブ」登録管理要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3条	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシブ」登録管理要項	廃止措置70/エ/ト 推進室	第3条	
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3条	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3条	

備考

新燃料搬出完了に伴う変更

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設保安運営委員会) 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 工事計画書に関する事項 ロ. 運転員の構成人員に関する事項 ハ. 当直の引継方法に関する事項 ニ. 巡視に関する事項 ホ. 警報発生時の措置に関する事項 ヘ. 原子炉施設の名設備の運転操作に関する事項 ト. 定期試験に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 新燃料及び使用済燃料の運搬に関する事項 ロ. 新燃料及び使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項 ロ. 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ハ. 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ニ. 放出管理用計測器の管理に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項 ロ. 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ハ. 保全区域に関する事項 ニ. 周辺監視区域に関する事項 ホ. 線量の評価に関する事項 ヘ. 除染に関する事項 ト. 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 チ. 放射線計測器類の管理に関する事項 リ. 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 保守管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第131条（原子力防災資機材等））</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第139条（所員への保安教育））に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者及び各室長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子炉施設保安運営委員会) 第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 工事計画書に関する事項 ロ. 運転員の構成人員に関する事項 ハ. 当直の引継方法に関する事項 ニ. 巡視に関する事項 ホ. 警報発生時の措置に関する事項 ヘ. 原子炉施設の名設備の運転操作に関する事項 ト. 定期試験に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 使用済燃料の運搬に関する事項 ロ. 使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項 ロ. 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ハ. 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ニ. 放出管理用計測器の管理に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項 ロ. 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項 ハ. 保全区域に関する事項 ニ. 周辺監視区域に関する事項 ホ. 線量の評価に関する事項 ヘ. 除染に関する事項 ト. 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 チ. 放射線計測器類の管理に関する事項 リ. 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 保守管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第131条（原子力防災資機材等））</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第139条（所員への保安教育））に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者及び各室長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

教賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																				
<p>(廃止措置主任者の職務等) 第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。 (3) 表9-1に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。 (4) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (5) 表9-3に示す記録の内容を確認する。 (6) 第142条(報告)第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。 (7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 所長は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする意見具申を尊重する。 3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。</p>	<p>(廃止措置主任者の職務等) 第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。 (3) 表9-1に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。 (4) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (5) 表9-3に示す記録の内容を確認する。 (6) 第142条(報告)第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。 (7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 所長は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする意見具申を尊重する。 3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。</p>																					
表9-1	表9-1																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第113条 (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第139条 (所員への保安教育)</td> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第140条 (協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第113条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第139条 (所員への保安教育)	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第140条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第113条 (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第139条 (所員への保安教育)</td> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第140条 (協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第113条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第139条 (所員への保安教育)	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第140条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画					
条文	内容																					
第113条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																					
第139条 (所員への保安教育)	第7項に定める管理区域の設定及び解除																					
第140条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画																					
条文	内容																					
第113条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																					
第139条 (所員への保安教育)	第7項に定める管理区域の設定及び解除																					
第140条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画																					
表9-2	表9-2																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 (地震・火災等発生時の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第70条 (施設運用上の基準を満足していない場合)</td> <td>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第75条 (工事完了の報告)</td> <td>工事計画書に基づく工事の結果 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第142条 (報告)</td> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本欄において「実用炉規則」という。)第134条第3号*1、第4号*1、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第70条 (施設運用上の基準を満足していない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	第142条 (報告)	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本欄において「実用炉規則」という。)第134条第3号*1、第4号*1、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 (地震・火災等発生時の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第70条 (施設運用上の基準を満足していない場合)</td> <td>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第75条 (工事完了の報告)</td> <td>工事計画書に基づく工事の結果 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第142条 (報告)</td> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本欄において「実用炉規則」という。)第134条第3号*1、第4号*1、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第70条 (施設運用上の基準を満足していない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	第142条 (報告)	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本欄において「実用炉規則」という。)第134条第3号*1、第4号*1、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合	<p>※1：使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p>
条文	内容																					
第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																					
第70条 (施設運用上の基準を満足していない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合																					
第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																					
第142条 (報告)	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本欄において「実用炉規則」という。)第134条第3号*1、第4号*1、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合																					
条文	内容																					
第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																					
第70条 (施設運用上の基準を満足していない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合																					
第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																					
第142条 (報告)	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本欄において「実用炉規則」という。)第134条第3号*1、第4号*1、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合																					
<p>※1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p>	<p>※1：使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>																				

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前		变更后		備考
表9-3	記録項目	表9-3	記録項目	
1. 燃料に係る記録 (1)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2)使用済燃料の払出し時における放射能の量 (3)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	1. 燃料に係る記録 (1)使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2)使用済燃料の払出し時における放射能の量 (3)燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	2. 放射線管理に係る記録 (1)使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2)放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (3)管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (4)放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況	2. 放射線管理に係る記録 (1)使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2)放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (3)管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (4)放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には、その状況	
3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1)放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度 (2)廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3)放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法 (4)発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	
4. 原子炉施設の巡視の結果	4. 原子炉施設の巡視の結果	4. 原子炉施設の巡視の結果	4. 原子炉施設の巡視の結果	
5. 保安教育の実施報告書	5. 保安教育の実施報告書	5. 保安教育の実施報告書	5. 保安教育の実施報告書	
6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	6. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考										
<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)                      第10条 当直長(1号炉担当)は、次の事項を遵守する。                      (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと                      (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと                      2. 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料を譲り渡す場合は、表10に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p>表10</p> <table border="1" data-bbox="359 1422 438 2038"> <tr> <td>種別</td> <td>譲渡し先</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>加工事業者</td> </tr> </table>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)                      第10条 当直長(1号炉担当)は、次の事項を遵守する。                      (1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと                      (2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと                      2. 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料を譲り渡す場合は、表10に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p>表10</p> <table border="1" data-bbox="359 548 438 1164"> <tr> <td>種別</td> <td>譲渡し先</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> </table>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>
種別	譲渡し先											
使用済燃料	再処理事業者											
新燃料	加工事業者											
種別	譲渡し先											
使用済燃料	再処理事業者											

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表 (案)

変更前	変更後	備考												
<p>第3節 施設運用上の基準 (使用済燃料貯蔵池の水位及び水温) 第52条 使用済燃料貯蔵池に使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料貯蔵池の水位及び水温は、表52-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2. 使用済燃料貯蔵池の水位及び水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位がオーバーフロー水位付近にあること及び使用済燃料貯蔵池の水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。 3. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>、表52-2の措置を講じるとともに、作業担当マネージャーによる照射された燃料に係る作業<sup>※2</sup>を中止する必要がある場合は、作業担当マネージャーに通知する。通知を受けた作業担当マネージャーは、表52-2の措置を講じる。</p>	<p>第3節 施設運用上の基準 (使用済燃料貯蔵池の水位及び水温) 第52条 使用済燃料貯蔵池に使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料貯蔵池の水位及び水温は、表52-1で定める事項を施設運用上の基準とする。 2. 使用済燃料貯蔵池の水位及び水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位がオーバーフロー水位付近にあること及び使用済燃料貯蔵池の水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。 3. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>、表52-2の措置を講じるとともに、作業担当マネージャーによる照射された燃料に係る作業<sup>※2</sup>を中止する必要がある場合は、作業担当マネージャーに通知する。通知を受けた作業担当マネージャーは、表52-2の措置を講じる。</p>													
<p>表52-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること <sup>※3</sup>	使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下	<p>表52-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること <sup>※3</sup>	使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下	
項目	施設運用上の基準													
使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること <sup>※3</sup>													
使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下													
項目	施設運用上の基準													
使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること <sup>※3</sup>													
使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下													
<p>表52-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに その後毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに その後毎日1回	<p>表52-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに その後毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに その後毎日1回	<p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長(1号炉担当)が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかつた場合 (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長(1号炉担当)が判断した場合</p> <p>※2：「照射された燃料に係る作業」とは、原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。 ※3：照射された燃料に係る作業を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>
条件	要求される措置	完了時間												
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに その後毎日1回												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに その後毎日1回												
<p>表52-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに その後毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに その後毎日1回	<p>表52-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに その後毎日1回</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに その後毎日1回	<p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長(1号炉担当)が判断した場合 (2) 第2項の確認を行うことができなかつた場合 (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長(1号炉担当)が判断した場合</p> <p>※2：「照射された燃料に係る作業」とは、原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。 ※3：照射された燃料に係る作業を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>
条件	要求される措置	完了時間												
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに その後毎日1回												
条件	要求される措置	完了時間												
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長(1号炉担当)は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに その後毎日1回												

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(新燃料の運搬)  <b>第100条</b> 炉心・燃料グループマナージャーは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。                  2. 炉心・燃料グループマナージャーは、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。                  (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。                  (2) 法令に定める危険物と類載しないこと。                  (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。                  3. 炉心・燃料グループマナージャーは、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3)に加え、次の事項を遵守する。                  (1) 法令に適合する容器に封入すること。                  (2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。                  4. 放射線・化学管理グループマナージャーは、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度(以下、本編において「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の1.0分の一を超えていないことを確認する。ただし、第114条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。                  5. 放射線・化学管理グループマナージャーは、管理区域内で第114条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の1.0分の一を超えていないことを確認する。                  6. 炉心・燃料グループマナージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。                  7. 第1項から第6項については、実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用しない。</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更(以下同じ)</p>	
<p>(新燃料の貯蔵)  <b>第101条</b> 炉心・燃料グループマナージャーは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。                  (1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料貯蔵池(以下、本編において「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること。                  (2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。                  (3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取扱機を使用すること。                  (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じられていることを確認すること。                  (5) 使用済燃料貯蔵池内において燃料の配置変更を行う場合は、未臨界性を確認した燃料配置の範囲内に限定すること。                  2. 炉心・燃料グループマナージャーは、使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を新燃料貯蔵庫に貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。                  (1) 使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を気中に取り出した後、専用の作業台を使用し、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、再度燃料集合体の形状の新燃料に組み立てること。                  (2) 専用の作業台で取り取り新燃料は、1体のみかつその1体分の燃料棒に限定すること。                  (3) 再度燃料集合体の形状に組み立てた新燃料は、新燃料貯蔵庫に貯蔵すること。</p>	<p>第100条～第105条 削除</p>	<p>第100条～第105条 削除</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>第6章 放射性廃棄物管理 (放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第108条 各ママネージャは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に依りて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*</sup>又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、当直長(1号炉担当)が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループママネージャが固体廃棄物貯蔵庫(以下、本編において「貯蔵庫」という。)(2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。)に保管する。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された使用済燃料棒、チャンネルボックス等は、各ママネージャが使用済燃料貯蔵庫に貯蔵又は放射線・化学管理グループママネージャがサイトバンカに保管する。ただし、封入又は遮蔽等の措置により放射線・化学管理グループママネージャが貯蔵庫に保管することができ、</p> <p>(3) 使用済樹脂、フィルタストラッジ及びびクラッドストラリは、次に定める方法で貯蔵又は保管する。</p> <p>イ. 使用済樹脂(復水脱塩装置使用済樹脂を除く)、フィルタストラッジ及びびクラッドストラリは、当直長(1号炉担当)が、使用済樹脂貯蔵タンク、フィルタストラッジ貯蔵タンク又はクラッドストラリ貯蔵タンクにそれぞれ貯蔵する。</p> <p>ロ. 復水脱塩装置使用済樹脂は、当直長(1号炉担当)が1号炉復水脱塩装置使用済樹脂受タンクに貯蔵後、発電長(2号炉担当)が雑固体減容処理設備(2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。)で溶融固化してドラム缶に封入し、放射線・化学管理グループママネージャが貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 雑固体廃棄物及び工事解体物は、各ママネージャがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、放射線・化学管理グループママネージャが貯蔵庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電長(2号炉担当)が雑固体焼却設備(2号炉との共用設備)で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理グループママネージャが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>ハ. 溶融固化する場合は、発電長(2号炉担当)が雑固体減容処理設備で溶融固化する。</p> <p>(5) 放射線・化学管理グループママネージャは、工事解体物を封入したドラム缶等の保管に当たっては、放射線レベルの異なるものと混在しないための措置を講じて管理する。</p> <p>2. 各ママネージャは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第141条(記録)表141-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 各ママネージャは、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理グループママネージャは、貯蔵庫における放射性固体廃棄物等の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長(1号炉担当)は、使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂、フィルタストラッジ及びクラッドストラリの貯蔵状況を監視し、また、運転管理グループママネージャは、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>(3) 各ママネージャは、使用済燃料貯蔵池における原子炉内で照射された使用済燃料棒、チャンネルボックス等の貯蔵量を3ヶ月に1回確認する。</p> <p>(4) 放射線・化学管理グループママネージャは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済燃料棒、チャンネルボックス等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回サイトバンカを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループママネージャは、貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各ママネージャは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理 (放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第108条 各ママネージャは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に依りて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*</sup>又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、当直長(1号炉担当)が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループママネージャが固体廃棄物貯蔵庫(以下、本編において「貯蔵庫」という。)(2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。)に保管する。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された使用済燃料棒、チャンネルボックス等は、各ママネージャが使用済燃料貯蔵庫に貯蔵又は放射線・化学管理グループママネージャがサイトバンカに保管する。ただし、封入又は遮蔽等の措置により放射線・化学管理グループママネージャが貯蔵庫に保管することができ、</p> <p>(3) 使用済樹脂、フィルタストラッジ及びびクラッドストラリは、次に定める方法で貯蔵又は保管する。</p> <p>イ. 使用済樹脂(復水脱塩装置使用済樹脂を除く)、フィルタストラッジ及びびクラッドストラリは、当直長(1号炉担当)が、使用済樹脂貯蔵タンク、フィルタストラッジ貯蔵タンク又はクラッドストラリ貯蔵タンクにそれぞれ貯蔵する。</p> <p>ロ. 復水脱塩装置使用済樹脂は、当直長(1号炉担当)が1号炉復水脱塩装置使用済樹脂受タンクに貯蔵後、発電長(2号炉担当)が雑固体減容処理設備(2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。)で溶融固化してドラム缶に封入し、放射線・化学管理グループママネージャが貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 雑固体廃棄物及び工事解体物は、各ママネージャがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、放射線・化学管理グループママネージャが貯蔵庫又は表108で定める保管場所(以下、本編において「貯蔵庫」又は「貯蔵庫等」という。)に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電長(2号炉担当)が雑固体焼却設備(2号炉との共用設備)で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理グループママネージャが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>ハ. 溶融固化する場合は、発電長(2号炉担当)が雑固体減容処理設備で溶融固化する。</p> <p>(5) 放射線・化学管理グループママネージャは、工事解体物を封入したドラム缶等の保管に当たっては、放射線レベルの異なるものと混在しないための措置を講じて管理する。</p> <p>2. 各ママネージャは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第141条(記録)表141-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 各ママネージャは、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理グループママネージャは、貯蔵庫等における放射性固体廃棄物等の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長(1号炉担当)は、使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂、フィルタストラッジ及びクラッドストラリの貯蔵状況を監視し、また、運転管理グループママネージャは、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>(3) 各ママネージャは、使用済燃料貯蔵池における原子炉内で照射された使用済燃料棒、チャンネルボックス等の貯蔵量を3ヶ月に1回確認する。</p> <p>(4) 放射線・化学管理グループママネージャは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済燃料棒、チャンネルボックス等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回サイトバンカを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループママネージャは、貯蔵庫等及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各ママネージャは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p>	<p>放射性固体廃棄物の保管場所の設定に伴う変更(以下同じ)</p>

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																				
<p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>6. 放射線・化学管理グループマナージャーは、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の1.0分の1を超えないことを確認する。ただし、第11.4条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線・化学管理グループマナージャーは、各マナージャーが管理区域内で第11.4条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の1.0分の1を超えないことを確認する。</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマナージャーは、使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵している使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの処理に係る試験を行う場合は、試験方法を定めて実施する。</p> <p>9. 放射線・化学管理グループマナージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、放射能濃度に応じて区分する。</p> <p>10. 放射線・化学管理グループマナージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>6. 放射線・化学管理グループマナージャーは、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の1.0分の1を超えないことを確認する。ただし、第11.4条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線・化学管理グループマナージャーは、各マナージャーが管理区域内で第11.4条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の1.0分の1を超えないことを確認する。</p> <p>8. 放射線・化学管理グループマナージャーは、使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵している使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの処理に係る試験を行う場合は、試験方法を定めて実施する。</p> <p>9. 放射線・化学管理グループマナージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、放射能濃度に応じて区分する。</p> <p>10. 放射線・化学管理グループマナージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>放射性固体廃棄物の保管場所の設定に伴う変更</p>																				
<p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。</p>																					
<p>表1.0.8</p>	<p>表1.0.8</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象廃棄物</th> <th colspan="2">保管場所</th> <th rowspan="2">保管容量</th> </tr> <tr> <th>建物名称</th> <th>階数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑固体廃棄物及び工事解体物※2 (L3又は「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの)</td> <td>タービン 建屋</td> <td>1階  3階</td> <td>660本※3 (165箱※4)  2,880本※3 (720箱※4)</td> </tr> </tbody> </table>	対象廃棄物	保管場所		保管容量	建物名称	階数	雑固体廃棄物及び工事解体物※2 (L3又は「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの)	タービン 建屋	1階  3階	660本※3 (165箱※4)  2,880本※3 (720箱※4)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象廃棄物</th> <th colspan="2">保管場所</th> <th rowspan="2">保管容量</th> </tr> <tr> <th>建物名称</th> <th>階数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑固体廃棄物及び工事解体物※2 (L3又は「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの)</td> <td>タービン 建屋</td> <td>1階  3階</td> <td>660本※3 (165箱※4)  2,880本※3 (720箱※4)</td> </tr> </tbody> </table>	対象廃棄物	保管場所		保管容量	建物名称	階数	雑固体廃棄物及び工事解体物※2 (L3又は「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの)	タービン 建屋	1階  3階	660本※3 (165箱※4)  2,880本※3 (720箱※4)	
対象廃棄物		保管場所			保管容量																	
	建物名称	階数																				
雑固体廃棄物及び工事解体物※2 (L3又は「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの)	タービン 建屋	1階  3階	660本※3 (165箱※4)  2,880本※3 (720箱※4)																			
対象廃棄物	保管場所		保管容量																			
	建物名称	階数																				
雑固体廃棄物及び工事解体物※2 (L3又は「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの)	タービン 建屋	1階  3階	660本※3 (165箱※4)  2,880本※3 (720箱※4)																			
<p>※2：表面線量当量率が2mSv/hを超えず、かつ表面より1m地点の線量当量率が100µSv/hを超えないものに限る。</p>	<p>※2：表面線量当量率が2mSv/hを超えず、かつ表面より1m地点の線量当量率が100µSv/hを超えないものに限る。</p>																					
<p>※3：200Lドラム缶換算本数を示す。</p>	<p>※3：200Lドラム缶換算本数を示す。</p>																					
<p>※4：1.35m×1.35m×1.1m 容器換算箱数を示す。</p>	<p>※4：1.35m×1.35m×1.1m 容器換算箱数を示す。</p>																					

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)                      第124条 放射線・化学管理グループマネージャは、各マネージャが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。                      2. 各マネージャは、管理区域外に核燃料物質等(第100条(新燃料の運搬)、第107条(使用済燃料の運搬)及び第108条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。以下、本条において同じ。)を運搬する場合は、第108条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。                      3. 放射線・化学管理グループマネージャは、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。                      4. 放射線・化学管理グループマネージャは、各マネージャが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)                      第124条 放射線・化学管理グループマネージャは、各マネージャが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。                      2. 各マネージャは、管理区域外に核燃料物質等(第107条(使用済燃料の運搬)及び第108条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。以下、本条において同じ。)を運搬する場合は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。                      4. 放射線・化学管理グループマネージャは、各マネージャが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(発電所外への運搬) 第125条 各マネージャは、核燃料物質等(第100条(新燃料の運搬)、第107条(使用済燃料の運搬)及び第108条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(発電所外への運搬) 第125条 各マネージャは、核燃料物質等(第107条(使用済燃料の運搬)及び第108条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保守管理計画) 第128条 保守管理を実施するにあたり、次の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3参照) を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3参照) を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備 (2) その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。 ① 予防可能故障 (MPFF) 回数 (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a) 系統レベルの保全活動管理指標 ① 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績及び重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。 (3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。 (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>(保守管理計画) 第128条 保守管理を実施するにあたり、次の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3参照) を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3参照) を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備 (2) その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 a) 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。 ① 予防可能故障 (MPFF) 回数 (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a) 系統レベルの保全活動管理指標 ① 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績及び重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。 (3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。 (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。</p>

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画 (7.1 参照)</p> <p>b) 補修、取替え及び改造計画 (7.2 参照)</p> <p>c) 特別な保全計画 (7.3 参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経緯</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施設段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p>	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画 (7.1 参照)</p> <p>b) 補修、取替え及び改造計画 (7.2 参照)</p> <p>c) 特別な保全計画 (7.3 参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経緯</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施設段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採用する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p>	

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c) 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定 (1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。このうち、安全上重要な機器等<sup>※1</sup>の補修、取替え及び改造については、法令に基づき必要な手続き<sup>※2</sup>の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合を含む。）について確認を行い、法令に基づき必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。 (2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a) 検査及び試験の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準 c) 検査及び試験の実施時期</p> <p>※1：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等と定める告示に定める機器及び構築物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備をいう。（以下、本条及び第141条において同じ。） ※2：法令に基づき必要な手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等 第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法 第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条及び第141条において同じ。）</p>	<p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c) 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定 (1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。このうち、安全上重要な機器等<sup>※1</sup>の補修、取替え及び改造については、法令に基づき必要な手続き<sup>※2</sup>の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合を含む。）について確認を行い、法令に基づき必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。 (2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a) 検査及び試験の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準 c) 検査及び試験の実施時期</p> <p>※1：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等と定める告示に定める機器及び構築物のうち、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備をいう。（以下、本条及び第141条において同じ。） ※2：法令に基づき必要な手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等 第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法 第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条及び第141条において同じ。）</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>
<p>7.3 特別な保全計画の策定 (1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a) 点検の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施 (1) 組織は、7.で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。 (2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。 a) 工事計画 b) 設計管理 c) 調達管理 d) 工事管理 (3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p>	<p>7.3 特別な保全計画の策定 (1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a) 点検の具体的方法 b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c) 点検の実施時期</p> <p>8. 保全の実施 (1) 組織は、7.で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。 (2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。 a) 工事計画 b) 設計管理 c) 調達管理 d) 工事管理 (3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p>	<p>（注）下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。</p>



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>なお、安全上重要な機器等の点検・補修等について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づき必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。)を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>9.点検・補修等の結果の確認・評価                      (1)組織は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※3</sup>までに確認・評価し、記録する。                      (2)組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期<sup>※3</sup>までに確認・評価し、記録する。                      (3)安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づき必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※3.所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p>10.点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置                      (1)組織は、以下のa)及びb)の場合には、不適合管理を行ったうえで、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。                      a)点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合                      b)最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合                      (2)組織は、(1)a)及びb)の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p>	<p>なお、安全上重要な機器等の点検・補修等について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づき必要な手続きの有無及びその内容(手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。)を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>9.点検・補修等の結果の確認・評価                      (1)組織は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※3</sup>までに確認・評価し、記録する。                      (2)組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期<sup>※3</sup>までに確認・評価し、記録する。                      (3)安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づき必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※3.所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p>10.点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置                      (1)組織は、以下のa)及びb)の場合には、不適合管理を行ったうえで、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。                      a)点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合                      b)最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合                      (2)組織は、(1)a)及びb)の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p>	
<p>11.保安の有効性評価                      組織は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。                      (1)組織は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保安の有効性を評価する。                      なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。                      a)保安活動管理指標の監視結果                      b)保安データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績                      c)トラブルなど運転経験                      d)他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ                      e)リスク情報、科学的知見                      (2)組織は、保安の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保安方式を変更する場合には、7.1に基づき保安方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保安重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。                      a)点検及び取替結果の評価                      b)劣化トレンドによる評価                      c)類似機器等のベンチマークによる評価                      d)研究成果等による評価                      (3)組織は、保安の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>11.保安の有効性評価                      組織は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。                      (1)組織は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保安の有効性を評価する。                      なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。                      a)保安活動管理指標の監視結果                      b)保安データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績                      c)トラブルなど運転経験                      d)他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ                      e)リスク情報、科学的知見                      (2)組織は、保安の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保安方式を変更する場合には、7.1に基づき保安方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保安重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。                      a)点検及び取替結果の評価                      b)劣化トレンドによる評価                      c)類似機器等のベンチマークによる評価                      d)研究成果等による評価                      (3)組織は、保安の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	
<p>12.保守管理の有効性評価                      (1)組織は、11.の保安の有効性評価の結果及び2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。                      (2)組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>12.保守管理の有効性評価                      (1)組織は、11.の保安の有効性評価の結果及び2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。                      (2)組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>13. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>13. 情報共有 組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(報告) 第142条 各マネージャーは、次に定める事項に該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)) (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第109条 (放射性液体廃棄物の管理) 又は第110条 (放射性気体廃棄物の管理)) (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (第122条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)) (4) 実用炉規則第134条第3号*1、第4号*1、第6号から第12号及び第14号に定める報告事態が生じた場合</p> <p>2. 所長は、第1項の報告を受けた場合には、社長に報告する。 3. 本条に規定される報告については、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより行う。</p> <p>※1: 新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p> <p>第143条 ~ 第200条 欠番</p>	<p>(報告) 第142条 各マネージャーは、次に定める事項に該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに所長及び廃止措置主任者に報告する。 (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)) (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第109条 (放射性液体廃棄物の管理) 又は第110条 (放射性気体廃棄物の管理)) (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (第122条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)) (4) 実用炉規則第134条第3号*1、第4号*1、第6号から第12号及び第14号に定める報告事態が生じた場合</p> <p>2. 所長は、第1項の報告を受けた場合には、社長に報告する。 3. 本条に規定される報告については、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより行う。</p> <p>※1: 使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p> <p>第143条 ~ 第200条 欠番</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>

(注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p>附 則 ( . . . )                      (施行期日)                      第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1.0 日以内の別に定める日から施行する。</p>	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。